さぬき市ケーブルネットワーク

ＣＡＴＶインターネット

住民公開用サーバ
利用注意事項
および取扱説明書

- 目次 -

１．はじめに

住民公開サービスご利用上の注意

ホームページを公開する場合、さまざまな注意事項がありますので、以下の内容を理解し、遵守（じゅんしゅ）いただくようお願いします。

＜自己責任＞

① 「住民公開サービス」（以下「サービス」といいます。）の利用により、自分が作ったホームページを「住民公開用サーバ」（以下「サーバ」といいます。）上に登録し、多数の人がアクセスできる状態に置くことができます。ホームページは画像などを使用することができますので、多彩な表現が可能です。

反面、多彩な表現が可能になるということはトラブルが起こりやすいともいえます。気付かないうちに他人の権利を侵害してしまうようなケースも考えられます。ホームページを開設することは国内外の不特定多数の人に対して情報を発信することです。そして、一旦発信された情報は瞬く間に伝達されますから、不特定多数の人に伝達された後はもはや情報を発信する前の状態に戻すことはできません。発信された情報は必ずしも好意的に受け取られるとは限りません。自分のホームページが知らない間に、思ってもみなかった方法で、ネットワーク上で紹介されたりする場合、また、他のホームページにリンクを張られる可能性もあります。

② サービスの利用に際しては、利用の申し込みの際、ご同意いただいた「インターネット接続サービス契約約款」（以下、契約約款）が適用されます。下記に該当すると判断されるときは、予告なくサービスを停止するか、または、データの削除をお願いする場合等がございますのでご注意下さい。

- 公序良俗に違反する行為
- 犯罪行為に結びつく、又は結びつくおそれのある行為
- 他の利用者、第三者又はさぬき市ケーブルネットワークの著作権等の知的財産権を侵害する行為
- 他の利用者、第三者又はさぬき市ケーブルネットワークの財産、プライバシーを侵害する行為
- 法律・条例に違反し、又は違反するおそれのある行為
- 他の利用者、第三者又はさぬき市ケーブルネットワークを誹謗（ひぼう）、中傷する行為
- 選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為及び公職選挙法に抵触（ていしょく）し又は抵触するおそれのある行為
- サービスの運営を妨げ、又はさぬき市ケーブルネットワークの信頼を毀損（きそん）する行為
- 他の利用者、第三者に誤認を生じさせる、又は生じさせるおそれのある行為
- サービスにより利用しうる情報を改竄(かいざん)する行為
- 契約約款に違反する行為

③ さぬき市ケーブルネットワークは、原則として、契約約款に定められた場合を除いて、利用者のサービス利用には介入致しません。利用者の皆様のご判断によりサービスをご利用いただくことになります。また、さぬき市ケーブルネットワークは、サービスを通じてなされた利用者の皆様の行為、その結果及び利用者の皆様がサービスを通じて得た情報に関する責任も一切負いません。

④ サービスを利用するのも利用者の皆様ご自身なら、自分が望まない、又は予想もしなかった事態が生じて不愉快な経験をされるのも利用者の皆様ご自身です。この点をご認識いただいた上でサービスをご利用下さるようお願い致します。

＜著作物の利用＞

① 著作物を利用する場合の注意事項

１） 広い意味での著作権とは、著作物の利用に関する各種の権利の総称として用いられていますが、サービスの利用に関係する

のは主として複製権及び公衆送信権です。複製権、公衆送信権いずれも著作権者が独占的にもっている権利ですから、著作権者の承諾を得ないで勝手に他人の著作物をホームページの作成等に利用すると著作権の侵害となります。

- 複製権

印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により、著作物を有形的に再生する権利です。

- 公衆送信権

公衆によって直接受信されることを目的として無線送信又は有線電気通信の送信を行う権利です。公衆からの求めに応じ自動的に送信する形態の場合には、実際に送信する前の送信可能な状態におくという行為（サーバにデータを蓄積させる行為等）もこの権利に含まれるとされています。

２） 個人的に、又は家庭内その他これに準ずる「限られた範囲内」で著作物を利用する場合は、例外的に著作者の承諾を得ないで著作物を利用することができます。しかし、ホームページを開設することは不特定多数の人に情報を提供することを目的としていると考えられるため、個人の趣味としてホームページを開設する場合であっても、上記の例外的なケースにはあたりません。

３） 著作権は著作物を創作した人（著作者）に発生する権利ですが、他人に譲り渡すことができるので、著作者と著作権者が同人物とは限りません。

４） 著作者は、自分の著作物を自分の意思に反して勝手に改変されない権利をもっています。この権利は著作者人格権といって他人に譲り渡すことのできない、著作者だけがもつ権利です。従って、他人の著作物を改変して利用しようとする場合であって著作者と著作権者が異なるときは、サービスへの利用に関する承諾は著作権者から、改変に関する承諾は著作者から、それぞれ得なければなりません。

② 他人の実演、レコード、放送を利用する場合の注意事項

１） 著作物が創作される過程では著作者以外にも重要な役割を果たしている人たちがいます。その人たちにも著作権とは別に著作隣接権といわれる権利が認められています。

２） 著作隣接権をもつ人、主な権利の内容は次のとおりです。

- 実演家（俳優、歌手、舞踊家等実演を行なう者）

→自分の実演を録音・録画する権利、サーバへの蓄積等により公衆からの要求に応じて自動的に送信可能な状態におく権利（送信可能化権）

- レコード製作者

→自分の制作したレコードを複製する権利、サーバへの蓄積等により公衆からの要求に応じて自動的に送信可能な状態におく権利（送信可能化権）

- 放送事業者

→自分の放送を録音・録画する権利、写真等を用いて複製する権利

３） 上記の２）で挙げた権利は実演家、レコード製作者、放送事業者が独占的にもっている権利のため、録音された実演を、承諾を得ないで勝手にホームページの作成等に利用すると著作隣接権の侵害となります。市販のＣＤ等を利用しようとする場合には、著作権者の承諾だけでなく、ＣＤ等の内容によって実演家、レコード製作者又は放送事業者の承諾も得なければなりません。

③ ホームページ作成の素材に関する注意事項

１） 写真－１

創作性があれば写真も著作物にあたりますので、他人が著作権を有する写真を利用する場合には、著作権者の承諾を得なければなりません。基本的に、肖像写真のような創作性の乏しいものは著作物にあたらないと考えられますが、タレント

の肖像写真について著作物にあたるとした裁判例があります。また、道の往来とか海や山を撮影した写真のように何の変哲のないものであっても、普通は撮影者にしてみればそれなりに創作性を働かせたものと考えられます。従って、他人の撮影した写真を利用しようとする場合には、創作性の有無について安易に判断せず、承諾を得た方が無難です。

２） 写真－２

船や自動車、あるいは犬や猫等著作物でないものを撮影した写真を利用する場合も注意が必要です。これらの所有者は自分の所有物から生じる経済的な利益を独占することができるとされています。どのような利用をした場合に所有者の権利を侵害したことになるのかは必ずしも明らかではありませんが、被写体が高価又は珍しいものであるような場合は、承諾が必要と考えられます。

３） 音楽

日本音楽著作権協会(ＪＡＳＲＡＣ)が集中管理を行っていますので、JASRACが管理している音楽については、JASRACの承諾を得て利用料を支払えば、利用することができます。

４） 新聞･雑誌の記事

新聞･雑誌の記事も著作物にあたるので、利用しようとする場合には、著作権者の承諾が必要です。但し、記事の内容である情報そのものには独占的な権利はありませんし、記事であっても単に事実を伝えているだけの部分には著作権はありません。

５） 著作物で利用が許されているもの

新聞･雑誌に掲載された時事問題に関する論説は、利用禁止の表示がなければ、承諾を得なくとも利用することができます。（ただし、著作権法４６条に従い出所を明示しなくてはなりませんし、著作者人格権を侵害することはできません。）また、建築物や公園等にある銅像も著作物ですが、写真等による平面的な複製に限り、承諾を得なくとも利用することができます。（ただし、慣行がある場合には著作権法４６条に従い出所を明示しなくてはなりませんし、著作者人格権を侵害することはできません。

６） 引用

公表された他人の著作物は、引用して利用することができます。この場合、承諾は要りませんが、報道、批評、研究等引用の目的として正当であると同時に必要最小限の範囲内で行わなければなりませんし、引用する際には出所を明示しなければならないとともに、著作者名を表示しなければなりません。

●なお、以上の４）から６）に関する判断については、必要に応じ、弁護士など専門家のアドバイスを受けて下さい。

＜他人の氏名･肖像の利用＞

① 芸能人等の有名人の氏名･肖像にはパブリシティ権とよばれる権利が認められています。パブリシティ権を定めた法律はありませんが、この権利は裁判所によって認められています。パブリシティ権とは、一言でいえば「自分の氏名･肖像がもつ経済的な価値を他人に勝手に利用されない権利。」といえます。従って、芸能人等の有名人の氏名･肖像を利用しようとする場合には、本人の承諾を得なければなりません。

② 芸能人等の有名人でない人についても、裁判所は、氏名や容貌について勝手に他人に利用されたり、他人の目にさらされたりすることのないように保護されるべきものである、との考えを示しています。従って、芸能人等の有名人でなくとも他人の氏名･肖像を利用しようとする場合には、やはり本人の承諾を得た方が無難といえるでしょう。

＜商 標＞

① 商標とは、商品やサービスについて使用される文字、図形、記号等のことをいいます。製品の名称、キャッチフレーズ、デザイ

ナーやタレント等有名人の氏名、シンボルマーク等が商標として登録されていることがあります。これを特許庁に登録しておくと商標権が発生し、登録を願い出た人（商標権者）は、特許庁に願い出た際に指定した商品やサービスの分類の範囲内で自分の商標を独占的に使用することができます。従って、ホームページの内容が、商標権者が指定した商品やサービスのカテゴリーと関係ある場合は、商標権者の承諾が要ります。商標権の侵害になるかどうかの判断は専門的な知識を特に必要としますので、弁護士や弁理士のアドバイスを受けて下さい。なお、自分の提供する製品やサービスの広告等のための利用しようとする場合は、商標権者の指定したカテゴリーと関係あるかどうかに関係なく、商標権者の承諾が必要となります。

② 製品の名称、キャッチフレーズ、デザイナーやタレント等有名人の氏名、シンボルマーク等がたいへん有名である場合は、製品やサービスの内容が似ているかどうかに関係なく勝手に利用することはできませんので、注意が必要です。もっとも、これは不正競争防止法違反になるからです。

<リンク－１>

① ホームページを作成する際に、関連する他人のホームページにリンクを張って、利用者が他のホームページにアクセスできるようにすることが、よく行われています。リンクを法律上どのように評価するか、現在のところ明確な評価はされていません。また、他人のホームページに無断でリンクを張った場合、法律上問題が生じないか議論されていますが、基本的には自由に他人のホームページにリンクを張ることができるとの考えのもとでリンクが張られているのが実状です。

② リンクを張ることは他人のホームページへ到達するための経路を提供することでありリンクを張られたホームページに実際にアクセスするのは利用者です。他人のホームページの所在を知らせるだけで、自分のホームページ上に他人のホームページを再現することではありませんので、著作権法上の問題はないと考えられています。

③ 但し、自分のホームページが営業活動に関するものであって、リンクを張ろうとするホームページも同種の営業活動に関するものである場合は、表示の仕方によっては商標権の侵害や誤認混同（例：何の関係もないのに関係があるかのような印象を与える）等のクレームをつけられる可能性があります。また、他人のホームページが自分のホームページの一部であるかのようなリンクの張り方をした場合や著作権侵害が行われているホームページにリンクを張ったために著作権侵害が助長されるような場合は、そのような意図がなくとも不正競争防止法違反や著作権の侵害にあたる可能性があります。ホームページを開設することは不特定多数の人がアクセスできる状態にすることですがホームページの開設者の中にはリンクを張られることを好まない人もいるかもしれません。

④ 上記の事情から、他人のホームページにリンクを張ろうとする場合は、そのホームページにリンクを張っても構わない旨の表示がない限り、後からトラブルが起こるのを避けるためにも、そのホームページの開設者から承諾をもらった方が無難と考えられます。

<リンク－２>

① 他人のホームページにリンクを張ることが技術的に可能なのですから、他人から自分のホームページにリンクを張られることも考えられます。もし、他人からリンクを張られた場合、そのリンクは張った本人しかはずすことはできません。

② 自分のホームページに他人からリンクを張られたくない場合は、リンクを禁止する旨を自分のホームページ上に明示して下さい。また、リンクを張られることは必ずしも嫌ではないが、誰の、どんなホームページとリンクを張られるのか知っておきたい、あるいはリンクを張らせるかどうかはリンクによって結ばれる先のホームページの内容に応じて決めたいという場合もあることと思います。そのような場合は、リンクを張ることを希望するときは必ず事前の承諾を得てほしい旨を自分のホームページ上に明示して下さい。

③ 自分のホームページ上に上記のようなメッセージを明示したにもかかわらず、他人から無断でリンクを張られることも予想されま

す。リンクの張られ方も不快な張られ方である場合も考えられますが、リンクは張った本人しかはずすことができません。従って、自分のホームページに張られたリンクをはずしたい場合は、リンクを張った本人に直接その旨伝え、はずしてもらうようにして下さい。

なお、自分のホームページの中のリンクを張られたページを一時停止又は削除することによりリンクを張られた状態を終了させることができます。ネットワーク上の情報流通について、他人の情報へただ乗りで利用していくことやリンクされる側の不快感にどのように対応していくかの社会的なルールは未だ確立されていません。リンクを張ることに関し何らかの制約が課されることは、このような問題に対し対応することができるかもしれませんが、半面ネットワークにおける情報の共有、交換というメリットを失わせることになりかねません。このような事情もご勘案の上サービスをご利用下さい。

＜営業活動＞

① さぬき市ケーブルネットワークのサービスで営業活動、営利を目的とした利用（以下「営業活動」といいます。）を行う場合は、自分のホームページ上に住所、氏名、電話番号、メールアドレスを必ず明示して下さい。

② さぬき市ケーブルネットワークは、やむを得ない場合予告なく運用を停止するか、または、何らかの原因によりデータが破壊･消滅･盗難されてしまう場合も考えられます。その際、利用者に損害等が生じた場合でもさぬき市ケーブルネットワークは一切の責任を負わないものとします。

③ 営業活動であっても公序良俗や各種法令･規則に違反する場合等は、さぬき市ケーブルネットワークより予告なく削除いたします。また、営業活動を通じて知り得た他の利用者、または第三者に関する住所･氏名･電話番号等の個人情報を開示、漏洩しないようにして下さい。

④ さぬき市ケーブルネットワークは営業活動への介入はいたしませんので、問い合わせ、クレームへの対応及び紛争が生じたときの解決はご自身の責任で行うようお願いします。

＜海外への情報発信＞

① 電子計算機のプログラム等のデータについては、その内容によっては外国為替及び外国貿易管理法(以下「外為法」といいます。)によりホームページ等公開であって不特定多数が海外からもアクセス可能な場所への掲載が事実上できない場合がありますので、ご注意下さい。

② 外為法第２５条第１項では、日本の居住者が非居住者に対して外国貿易管理令に列挙された特定の技術の提供をしようとする場合には、個別の取り引き毎にその都度、通商産業大臣の許可を得ることが義務づけられています。ところがこうした不特定多数がアクセスする場所への掲載は、いつ誰に対して特定の技術に該当する情報が提供されたのかを事実上特定することができないので、外為法上必要な手続きを踏むことができません。

③ データ等をホームページに掲載しようとする場合は、そのデータ等について外為法上こうした手続きが必要ないことを事前に確認して下さい。又、さぬき市ケーブルネットワークは掲載されたデータ等が外為法上問題があると判断した場合、当該データ等を削除することがあります。

④ 外国為替及び外国貿易管理令（抜粋）

第２５条（役務取引等）

居住者は、非居住者との間で次に掲げる取引を行おうとするときは、政令で定めるところにより、当該取引について、通商産業大臣の許可を受けなければならない。一、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造又は使用に係る技術（以下「特定技術」という。）を特定の地域において提供することを目的とする取引　（＊以下略）

⑤　国為替管理令に該当する特定技術基本的には、戦略物資の「設計」「製造」又は「使用」に係る技術のことをいいます。（暗号化技術も当該技術に含まれる場合があるとされています。）具体的には外国為替管理令第17条の２第１項において規定され、同政令別表にその項目が掲げられています。

別表には以下のようなものが列挙されています。（概略）

別表番号許可対象技術

武器･原子力･化学兵器･ＭＴＣＲ･先端材料･材料加工･エレクトロニクス･電子計算機･通信･センサー･レーザー

航法装置･海洋関連･推進装置･ＭＬ

２．住民公開サービスの制限事項

① ホームページデータの登録･ 削除･ 更新は、アクセスフリーで更新可能です。

ただし、クライアントＰＣのＩＰアドレスがＤＮＳ登録されていることが必要となります。

② ホームページデータをサーバに登録する際のファイル名規約は以下の通りです。

- 「ａ～ｚ」または「１～０」（半角英小文字）
- 「．」(半角ドット)
- 「－」(半角ハイフン)
- ただし、ファイル名の先頭に、「．」(半角ドット)、「－」(半角ハイフン)は使用できません。

③ 登録できるホームページデータの最大容量は、１利用者あたり２０ＭＢｙｔｅ までです。

なお、この最大容量はＣＧＩが作成したファイルにも容量制限が適用されます。

ＣＧＩ等にてデータを保存する場合は、空き容量にご注意ください。

④ ＣＧＩの制限事項

- ｐｅｒｌのみ利用可能です。
- ｐｅｒｌのバージョンは5.10.1です。
- ｐｅｒｌのパスは、「／ｕｓｒ／ｌｏｃａｌ／ｂｉｎ／ｐｅｒｌ」です
  スクリプトの一行目には「＃！／ｕｓｒ／ｌｏｃａｌ／ｂｉｎ／ｐｅｒｌ」と記述して下さい。
- ＣＧＩを実行できるファイル拡張子は、「．ｃｇｉ」です。
- スクリプトは／ｃｇｉ－ｂｉｎ／ディレクトリに登録して下さい。
  （任意のディレクトリでの実行権付与はできません）
- 漢字コード、改行コードは、ＥＵＣ／ＬＦをご利用下さい。
- 漢字コード変換用モジュールは、サーバ側では用意しておりません。
- sendmail は利用不可能です。
- IPv6でのアクセスがあった場合、ＣＧＩでIPv4特有の手法を利用していると正しく動作しない可能性があります。
- ＣＧＩを利用する場合は、必ずスクリプトの文法チェックおよび動作テストを行って下さい。**スクリプトが正常に動作しなかった場合、予告なくサービスを停止する場合があります**のでご了承下さい。
- ＣＧＩスクリプトに関するお問い合わせには対応いたしません。

３．ホームページデータの登録方法

①　ＦＴＰソフトについて

ホームページデータを登録する際は、ＦＴＰを使用します。

ＦＴＰソフトとしては、ＷｉｎｄｏｗｓのWS＿ＦＴＰ、Ｍａｃｉｎｔｏｓｈの場合Ｆｅｔｃｈなどがあります。

動作確認したソフトウェアは、以下の通りです。

- Ｗｉｎｄｏｗｓ標準ｆｔｐ（Ｗｉｎｄｏｗｓ）ＯＳ標準
- WS＿ＦＴＰ Ｌｉｍｉｔｅｄ Ｅｄｉｔｉｏｎ（Ｗｉｎｄｏｗｓ）制限付きフリーウェア
- ＮｅｘｔＦＴＰ（Ｗｉｎｄｏｗｓ）シェアウェア
- ＦＦＦＴＰ（Ｗｉｎｄｏｗｓ）フリーウェア

※ＦＦＦＴＰ利用上の注意事項 ： 以下の設定をしている場合ファイル転送ができません。

メニュー(接続)→ホスト一覧→ホストの設定→高度タブの「フルパスでファイルをアクセスしない」をチェックしていない。

②　ＦＴＰソフトの設定について

ＦＴＰソフトに設定する内容は下記の通りです。

- ＦＴＰサーバ名　ew.sanuki.ne.jp
- ユーザーＩＤ 「ホームページアドレス決定通知書」のアカウント名 ＋@ew.sanuki.ne.jp
- パスワード 「ホームページアドレス決定通知書」のパスワード
- 初期フォルダ 指定しない

③　データを転送する手順

１）　ＦＴＰソフトを介して見えるディレクトリが、あなたのホームページデータをアップロードするディレクトリです。このディレクトリに作成したホームページデータをアップロードして下さい。

※トップページのＨＴＭＬファイル名は半角で「ｉｎｄｅｘ．ｈｔｍｌ」または「ｉｎｄｅｘ．ｈｔｍ」として下さい。

※ログインしたディレクトリには、ｃｇｉ－ｂｉｎというフォルダがあります。このフォルダはＣＧＩを設置するためのものです。削除しないで下さい。

２）　転送するファイル（作成したホームページ）を指定します

※ファイル名には、２バイト文字（漢字、ひらがな、カタカナ等）や空白を使用しないで下さい。日本語（２バイト文字）や空白を含むファイルを転送すると「ホームページが見えない、データを削除できない」などの不具合が発生する場合があります。ファイル名には必ず半角英数字をつかって下さい。

３）　転送するファイルの転送形式（バイナリ、ＡＳＣＩＩ、自動判定）を選びます。通常は自動判定もしくはバイナリ形式で転送します。

４）　転送元、転送先ともに間違いがないことを確認して下さい。

４．ＣＧＩの利用方法

①　ＣＧＩで可能なこと

ＣＧＩとは、インターネットのブラウザからプログラムを動かすための仕組みです。

このＣＧＩを用いて、アクセスカウンターや掲示板、リアルタイムに結果が見られるクイズ、占いなどができるページを作ることが可能です。住民公開サービスでは、自分で用意したＣＧＩプログラムを利用できます。

- Ｐｅｒｌのみご利用可能です（シェルスクリプトやＣ言語等はご利用いただけません）。また、ＳＳＩには対応しておりません。
- 漢字コード、改行コードは、ＥＵＣ／ＬＦをご利用下さい。
- ＣＧＩスクリプトは、ＦＴＰで転送する場合、アスキーモードで転送して下さい。
- スクリプトは／ｃｇｉ－ｂｉｎ／ディレクトリに登録して下さい（他のディレクトリでのスクリプト実行はできません。）
  ※ＣＧＩを利用しないときでも、／ｃｇｉ－ｂｉｎ／ディレクトリは削除しないでください。
- パーミッション変更（実行権や書き込み権の付与）の操作はＦＴＰにて行って下さい。

②　ＣＧＩスクリプトの作成から設置までの手順

１）スクリプトを作成し、エラーのチェックをする。

作成する方法は、大きく分けて２つあります。

- インターネットからスクリプトのダウンロード

スクリプトをダウンロードし、必要な箇所の修正を行います。

- ｗｅｂページ、書籍によりＣＧＩを作成する。

Ｗｅｂページ、書籍を元にスクリプトを作成します。作成後、再度文法チェックを行います。

２）ＦＴＰソフトでファイルをサーバへ登録する。

作成したＣＧＩスクリプトをサーバへアスキーモードで登録します。

３）ファイルのパーミッションを設定する。

転送したＣＧＩスクリプトやファイルのパーミッションを変更します。

４）ブラウザからＣＧＩスクリプトを呼び出し（ＵＲＬを指定し）、実行させる。

結果を確認します。結果に問題があれば、１．から実施します。

※ＦＴＰソフトの操作方法（アップロード、パーミッション変更）は、各ソフトによって異なります。

各ソフトウエアのヘルプを参照して行って下さい。